

令和 8 年 第 7 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 8 年 7 月 14 日 (火)

ところ 東大阪市役所 22 階 会議室

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 報告第 23 号
相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件 |
| 日程第 2 | 報告第 24 号
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第 3 | 報告第 25 号
生産緑地の主たる従業者証明書専決事項報告の件 |
| 日程第 4 | 報告第 26 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 5 | 報告第 27 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 6 | 議案第 13 号
賃貸借台帳変更申出の件 |
| 日程第 7 | 議案第 14 号
農地法第 18 条第 6 項による合意解約に係る通知の件 |
| 日程第 8 | 議案第 15 号
開発行為の許可申請に対する意見具申の件 |

出席委員	18 名
途中参加委員	0 名
欠席委員	0 名
事務局	2 名

【事務局】

令和 8 年第 7 回の農業委員会総会を開会させていただきたいと思います。
会長よろしくお願いいたします。

【農業委員会会長】

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和 8 年第 7 回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にも

かわりませずご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、これより総会を開会いたします。東大阪市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に参りますよう、皆様方には、何卒、最後までご協力の程よろしく願います。失礼ではございますが、着席させていただきます。

本日の総会出席委員は 18 名ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私から指名してよろしいですか。

< 異議なしの声 >

【議長】

異議なしと認め、

6 番 古川 勇 委員

7 番 山口 裕弘 委員

両委員を指名いたします。それでは審議に入ります。

日程第 1、報告第 23 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。それでは事務局より報告をお願いします。

【事務局】

はい、議長。日程第 1、報告第 23 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。番号 1、被相続人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続開始年月日が令和〇年〇月〇日、相続人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積が〇〇㎡、適用面積も同じく〇〇㎡でございます。

相続未登記でございます。

評価証明書、法定相続情報、戸籍謄本等が添付をされております。

また生産緑地地区の指定を確認させていただいております。

令和〇年〇月〇日、証明でございます。以上でございます。

【議長】

この 1 番の専決事項について、異議ございませんか。

【林委員】

質問。

【議長】

林委員。

【林委員】

この土地は私が初めて農業委員になったときに現地調査に行かせてもらった土地なんです。見た感じが（登記、適用面積が）〇〇、〇〇となっていますよね。

ところが土地の前面に駐車場を作られているわけなんです。

この駐車場が、誰が、使われてるのは、私はわかりませんが、2台か3台止めれるようになっているんですね。

今回初めて相続税の納税猶予に関する適格者ということで、申請されたと思いますので、あとで問題が起こったときにどうなってるんということで、（税務署に）呼ばれるとちょっと困るので、専決されているということですが、前の状況の確認とかは、わかってるんでしょうかそれとも、（農業の）事業として使われているのでしょうかということ、確認できるのやったら教えて欲しいです。

【事務局】

はい、議長。こちらを証明発行させていただくにあたり、事務局では、令和〇年〇月〇日に現地調査をさせていただいております。その時に駐車場というような利用の仕方はされておられず、主に西側で耕作をされておられ、残りの部分につきましては、現在、農機具等を購入され、露地が見える状態で、管理しておられます。作付け時期に関しては、相続等が落ち着きましたら、果樹栽培を考えておられ、そのための農機具もすでに購入されておられます。以上につき、証明発行申請の折に、事務局で聞き取りをさせていただいておる状態でございます。説明は以上です。

【林委員】

そしたら私の見てる状況と今、事務局の説明とがなんかちょっと、ピンとこないんですけども、〇の前の幅2m間口ずっとぐらいは私のイメージしている土地と事務局のおっしゃってることと合致しないんですけども。

【事務局】

今、航空写真がありますので、見ていただいてもよろしいですか。

<事務局と林委員 航空写真を使用して位置確認>

【事務局】

はい、議長。今、林委員に筆界のところを確認していただいたのですが、駐車場で使われ

ていらっしゃるところは生産緑地のところではなく筆界の外というところによろしいでしょうか。

【林委員】

はい。

【議長】

異議ありませんか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第 1、報告第 23 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 2 に入らせていただきます。

日程第 2、報告第 24 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。日程第 2、報告第 24 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日が、令和〇年〇月〇日、相続人の住所、〇〇〇〇、相続人の氏名、〇〇〇〇、特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積が〇〇㎡で適用面積が〇〇㎡でございます。租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用農地でございます。他〇筆、令和〇年〇月〇日証明、他 6 件でございます。以上です。

【議長】

この 1 番から 7 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

【草開委員】

7 番の〇〇、私の担当地域なんですけれども、もうこの 10 年間ずっと追っかけて私が申し入れてきてるんですけれども、ものすごい大きな木があつて、下草も 1m ぐらい、日曜日に再度見に行ったんですけれどもね、全然変わってないということで、当初 2 回ほどね、本人に会って、下草でも刈ってくれということを言うたんですけれども、全然変わってな

いということで、ちょっと現状では〇にそぐわないということです。

【事務局】

はい、議長。7番の〇〇でございますが、証明発行をするに当たりまして、何回か草刈等々の処理をしてくださいということで、前後の確認は事務局の方でさせていただいておるものでございます。若干の改善等々が見られたものにつきまして、これでもう証明しましょうかというところで事務局として発行させていただきましたが、関連といたしましてその後の報告をさせていただきますと、令和〇年〇月〇日でございますけれども、東大阪税務署の方から、〇月〇日に相続税の納税猶予の方の期限が確定したというご連絡がございました。これは〇月〇日証明になっておりますけれども、そのすぐ後ですね。ちょっと先になりますけれども、ご報告をさせていただきます。以上です

【林委員】

私は初めてでわからないんで確定ということは、この相続人の方が亡くなられたと。

【事務局】

はい、議長。亡くなられたといえますか、相続税を納められたというところでご理解いただきたいと思います。

【林委員】

納税猶予のそれが終わってしまう。

【事務局】

はい、議長。相続税納税猶予の適用がおわった、確定したということです。

【林委員】

わかりました。

【林委員】

3番目なんですけどね。

〇〇の〇〇の件ですけれども、この土地の現況について、事務局から、現況を教えていただきたいんです。

【事務局】

はい、議長。事務局で調査させていただいたのが、令和〇年〇月〇日になるんですけれども、現地調査をさせていただいております。

まだ〇〇をしていないというところで、薄く青い草の状態であったかなというところでございます。6月の時点でご本人さんとお話をさせていただいたときに、〇〇はさせていただくということで、現地調査については3月以降はしていない状態ではございますけれども、農地として管理されていない状態ではなかったと記憶しております。以上です。

【林委員】

僕の調べ方が間違ってるのかどうかはちょっと置いといてください。間違っていたらごめんなさい。この土地の現況を見たら地図はこういう状況の建物が建ってるっていうのについて、この（建物）この（生産緑地の）敷地には入ってないんですか。

<資料確認>

【議長】

暫時休憩いたします。

<休憩後再開>

【議長】

議事を再開します。事務局より発言を求められていますのでこれを許します。

【事務局】

はい、議長。（林委員の質問につき）お調べして改めてご報告させていただきます。よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

他にございませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

他にないものと認め、日程第2、報告第24号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第3に入らせていただきます。

日程第3、報告第25号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。日程第3、報告第25号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件、番号1、買取申出をするもの、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買取申出事由の生じたもの、住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買取申出事由が生じた日、令和〇年〇月〇日、申出事由としましては〇〇、物件の表示でございますが、所在が〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。土地謄本と付近見取り図が添付されております。令和〇年〇月〇日証明、以上です。

【議長】

この1番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第3、報告第25号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第4に入らせていただきます。

日程第4、報告第26号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。日程第4、報告第26号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件。番号1、届出人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所在地が〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、転用目的が〇〇〇〇、用途地域が〇〇〇〇、他〇筆、他8件でございます。

【議長】

この1番から9番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第4、報告第26号、農地法第4条第1項第7号による届出専

決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 5 に入らせていただきます。

日程第 5、報告第 27 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。日程第 5、報告第 27 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件。番号 1、被設定人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、設定人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、他〇名につきましては、備考欄に設定人共有者として〇〇〇〇さんのお名前を書かせていただいております。所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、転用目的が〇〇〇〇、用途地域が〇〇〇〇、賃借権の設定でございますが、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まででございます。他 2 件でございます。

【議長】

この 1 番から 3 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

【林委員】

1 番の〇〇の話ですけれども、これは〇月〇日から〇月〇日ということですが、〇〇の賃借なんですか。質問だけです。

【事務局】

はい、議長。いつの総会だったか定かでないのですが、専決事項報告で、(同様の件を) 挙げさせていただいておりました。その時は令和〇年〇月までの賃借権設定でしたが、工期の関係で〇ヶ月延長したいということでしたので、今回の申請となっております。以上です。

【林委員】

わかりました。

【議長】

異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第 5、報告第 27 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 6 に入らせていただきます。日程第 6、議案第 13 号、賃貸借台帳記載変更申出の件と、日程第 7、議案第 14 号、農地法第 18 条第 6 項による合意解約に係る通知の件を一括して議題とします。事務局報告願います。

【事務局】

はい、議長。日程第 6、議案第 13 号賃貸借台帳変更申出の件、番号 1、賃貸人の住所でございます。変更前が〇〇〇〇、変更後が〇〇〇〇、賃貸人の氏名でございますが、変更前が、〇〇〇〇、変更後が〇〇〇〇でございます。賃借人の住所は変更前、変更後と同じでございますが、〇〇〇〇、賃借人の氏名、変更前が〇〇〇〇、変更後が〇〇〇〇他〇名でございます。他〇名につきましては備考欄にそれぞれ記載をさせていただいております。対象農地でございますが、所在が〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。続きまして、日程第 7、議案第 14 号、農地法第 18 条第 6 項による合意解約に係る通知の件でございます。番号 1、賃貸人住所が〇〇〇〇、賃貸人氏名が〇〇〇〇、賃借人住所が〇〇〇〇、賃借人氏名が〇〇〇〇他〇名、所在が〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、解約の事由が、第 18 条第 1 項第 2 号ということでございます。備考欄に賃借人のその他〇名のお名前を記載させていただいております。以上でございます。

【議長】

この件について事務局、説明願います。

【事務局】

はい、議長。賃貸借台帳変更申し出の件につきましてご説明をさせていただきます。本件につきましては当委員会備え付けの賃貸借台帳、旧名で言いますと小作台帳というような言い方をしておりますけれども、記載の賃貸人及び賃借人の相続人より、記載変更する申出があったものでございます。番号 1 番、農地の所在地が、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡の農地でございますが、賃貸人につきましては、〇〇〇〇さんの方から、〇〇〇〇さんの方に相続登記が変更されている旨を登記簿にて確認をさせていただいております。一方で賃借人でありました〇〇〇〇さんにつきましては、昭和〇年〇月〇日にお亡くなりになられまして、その法定相続人であります〇〇〇〇さん他〇名が当該農地の賃借権を相続されておられます。賃貸人・賃借人、それぞれの相続人からの申し出によりまして、今般、賃貸借台帳の記載変更を行うものでございます。

続きまして、農地法第 18 条に係るご説明をさせていただきます。

農地の賃貸借の解約につきましては、原則、農地法第 18 条によりまして、都道府県知事の許可を受けなければ解約ができないというものではございますが、同条第 1 項第 2 号のただし書きによりまして、合意による解約が、その解約によって農地を引き渡すこととなる期限前 6 ヶ月以内に成立した合意で、かつ、その旨が書面において明らかであるものについて行われる場合はこの限りではないとされております。

さらに同条第 6 項にて、第 1 項ただし書きの規定により、許可を要しないで行われた場合につきましては農林水産省令で定めるところによりまして、農業委員会にその旨を通知しなければならないというふうに定められておるものでございます。

番号 1 についてご説明をさせていただきます。

まず議案書 9 ページでございますけれども、賃借人であります〇〇〇〇さん他〇名と、賃貸人であります〇〇〇〇さんにおいて、合意による解約が成立したものでございます。

〇〇〇〇はしないということで合意をされておられます。

農地の引き渡し日が、令和〇年〇月〇日で、同じく合意解約の成立日も令和〇年〇月〇日ということで、解約と同時に引き渡すというような形をとられておられます。

農地法第 18 条第 6 項の規定によりまして、農業委員会へ通知をされたものでございます。

なお当該通知書につきましては、農地法施行規則第 68 条第 1 項各号による記載事項、及び第 2 項に規定されている当事者の連署による通知であること。また第 3 項各号に規定されている必要書類の添付につきまして事務局の方で確認をさせていただいております。説明につきましては以上でございます。

【議長】

この件についてご審議願います。ご意見ありませんか。

<意見なしの声>

【議長】

意見ないものと認め、日程第 6、議案第 13 号、賃貸借台帳変更申出の件と、日程第 7、議案第 14 号、農地法第 18 条第 6 項による合意解約に係る通知の件は承認することに決めます。

日程第 8 に入らせていただきます。

日程第 8、議案第 15 号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。日程第 8、議案第 15 号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件、番号 1、申請者住所〇〇〇〇、申請者氏名、〇〇〇〇、所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、申請の目的は〇〇、用途地域が〇〇でございます。他〇筆でございますが、いずれも令和〇年〇月〇日に生産緑地が解除されておるものでございます。以上です。

【議長】

この件につきまして続きまして事務局より説明願います。

【事務局】

はい、議長。ご説明をさせていただきます。番号 1、申請地につきましては、〇〇から北西へ約〇mのところにある農地で、令和〇年〇月〇日に生産緑地が解除されております。用途地域が〇〇、本件は〇〇を建築するというような予定でございます。申請地の周辺につきましては、すでに宅地化が進んでおり、北側につきましては幅員〇mの道路、東側も幅員〇mの道路、西側が〇〇でございます。南側につきましては店舗及びその駐車場、及び住宅、住居となっております。当該共同住宅の敷地にかかる排水につきましては、市街化区域ということもございまして、公共下水に接続排水となっております。農地転用につきまして周辺に影響を及ぼすものではない旨、令和〇年〇月〇日、農業委員会事務局の方で現地を調査し確認させていただいております。以上でございます。

【議長】

この件につきまして、ご審議願います。ご意見ありませんか。

<意見なしの声>

【議長】

意見ないものと認め、日程第 8、議案第 15 号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件は、意見なしのことを、関係部局に回答いたします。
以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

終了 午後 2 時 40 分

以上の事実に相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 古川 勇

委員 山口 裕弘

令和8年 第7回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	柳生 よみ子	○	10	羽柴 和彦	○
2	大西 博	○	11	杉山 和良	○
3	草開 善城	○	12	木田 悟朗	○
4	小林 茂一	○	13	高橋 美代幸	○
5	平尾 吉伸	○	14	林 登	○
6	古川 勇	◎	15	石井 忠和	○
7	山口 裕弘	◎	16	田中 隆夫	○
8	南口 浩	○	17	宮崎 行俊	○
9	西田 博文	○	18	大野 一博	○

○ 出 席
× 欠 席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 杉 本 篤 史

事務局次長 横 関 真 人